

別表第2（第2条関係）

- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業（自動車において調理をする場合に限る。）
 - (1) 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。
 - (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。
 - (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給することができる貯水設備及び汚水を保管することができる貯留設備を有すること。
- 2 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（食品を調理し、調理された食品を販売する自動販売機が屋内に設置されるものを除く。）
 - (1) ひさし、屋根等の雨水を防止することができる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りでない。
 - (2) 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性の材料であること。
- 3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業
 - (1) 処理室を有すること。
 - (2) 処理室は、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
 - (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
 - (4) 製品が冷凍保存を要する場合にあつては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。
 - (5) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄するために使用する容器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。
- 4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業

- (1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- (3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- (4) 自動車において鮮魚介類を処理する場合にあっては、第1号(1)から(3)までの要件を満たすこと。
- (5) かきを処理する場合にあっては、次の要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じてかきの浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

5 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業

- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- (2) 必要に応じて冷蔵設備、冷凍設備、製氷設備又は靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄又は冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

6 政令第35条第6号に規定する集乳業

- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

7 政令第35条第7号に規定する乳処理業

- (1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて洗瓶をする室若しくは区画された場所又は容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては受入検査及び貯蔵をする室又は区画された場所を、受入検査を外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は

区画された場所を有することを要しない。

- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
- (4) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業

- (1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は区画された場所、牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、充填及び密栓に必要な設備を有し、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を備える殺菌設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業

- (1) 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄するために使用する容器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を処理量に応じて有すること。
- (4) 製品が冷凍保存を要する場合にあつては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を処理量に応じて有すること。
- (5) 処理室は、解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (6) 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次の要件を満たすこと。

ア とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並び

に剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。

イ 必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所又は羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

ウ 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄設備及び消毒設備を有すること。

エ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉は、密閉することができる構造であること。

オ 摂氏60度以上の温湯を供給することができる洗浄設備及び摂氏83度以上の温湯を供給することができる消毒設備を有し、これらの設備は、供給する温湯の温度を確認することができる温度計を備えること。

(7) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次の要件を満たすこと。

ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等は、密閉することができる構造であること。

イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた鳥獣の種類及び頭数をいう。）に応じた量の水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有することとし、鹿又はいのししを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり約100リットルの水を供給することができる貯水設備を有すること。

ウ 汚水の貯留設備は、不浸透性の材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、並びに蓋を備えていること。

エ 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所は、処理室の入口に隣接するものとし、風雨、ほこり等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

(8) 血液を加工する施設にあつては、次の要件を満たすこと。

ア 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵設備又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。

ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬用具を洗浄及び殺菌する室並びに原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。

イ アに規定する各室又は設備は、作業区分に応じて区画されていること。

ウ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

エ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業

(1) 専用の照射室を有すること。

(2) 適切な照射線量を正確に調整することができるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

(3) 照射線量を正確に測定することができる化学線量計を備えること。

11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。

(3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

(4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬^し、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業

(1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業

(1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（受入検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は区画された場所を有すること。

- (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化又は分離をするための設備を有すること。

14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては、製造に限る。）をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて容器の洗浄又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。
- (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にある場合は、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業

- (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄又は解凍をするための室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。
- (6) かきを処理する場合にあっては、第4号(5)アからウまでの要件を満たすこと。

17 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業

製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて製品の調整

又は包装をする室又は区画された場所を有すること。

18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過又は加熱殺菌に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては、製品が摂氏8度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
- (4) 製品が冷凍保存を要する場合にあっては、製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を有すること。

19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 食用油脂を製造する施設にあっては、製造する室又は場所は、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油又は調合に必要な設備を有すること。
- (3) マーガリン又はショートニングの製造をする施設にあっては、製造する室又は場所は、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて練り合わせ、殺菌若しくは冷却に必要な設備又は熟成室を有すること。

20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

- (1) 製麴^{きく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の充填又は包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 製品の充填又は包装をする室又は場所にある場合は、必要に応じて容器の洗浄又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。
- (3) しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過又は圧搾製成に必要な設備を有すること。
- (4) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業

- (1) 製造する品目に応じて製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、並びに製品の充填又は包装及び保管をする室又は区画さ

れた場所を有すること。

(2) 製品の充填又は包装をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄若しくは検瓶又は製造若しくは組立てをする設備を有すること。

(3) 製造する品目に応じて洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填又は密栓に必要な設備等を有すること。

22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装をするための設備を有すること。ただし、温かい状態で販売する豆腐を製造する場合は、冷却に必要な設備については、この限りでない。

(3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。

(4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をする設備を有すること。

23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業

(1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて原材料又は製品の乾燥、冷蔵又は冷凍をする室又は区画された場所を有すること。

(2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にある場合は、製造する品目に応じて混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調又は冷却に必要な設備を有すること。

25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。

- (2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて加熱、殺菌、放冷又は冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
- (3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は区画された場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて解凍、加熱、充填、密封、殺菌又は冷却に必要な設備を有すること。

29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業

- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備

を有すること。

30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は区画された場所を有すること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。
- (3) 添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- (4) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (5) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に適合する場合は、この限りでない。